

## ユネセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

†参考（当該チェックリスト項目に対し、中心となりうる事業の表示）

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)		ループリック評価（安平版）	R6-目標 (R5評価結果を踏まえて)	R6評価	評価の根拠	R7-目標 (R6評価結果を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	R6事業実績 (産出：アウトプット)	R6事業実績 (WEBに公開される参考資料)	コア事業【実施課】
<b>1. 子どもの参画</b> 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。										
1 口行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみを有しているか?	◎行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみを有しているか?  △子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が理解し、より多くの進歩で反映されるよう努力している △子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が知っており、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	◎の「行政活動全体」に少しでも近づくよう、意見を聞く施策分野を広げたい。	○	早来学園・追分中学校のまちづくり学習において、子どもの意見を元にした授業展開が行われたほか、社会教育事業においても、日々子どもが意見を持つことにつき施設等で反映されるよう努力している。 △子どもが意見を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が知っており、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	◎の「行政活動全体」に少しでも近づくよう、意見を聞く施策分野を広げたい。	◎の「行政活動全体」に少しでも近づくよう、意見を聞く施策分野を広げたい。 △子どもが意見を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が知っており、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	町内所管部署が直接関わらない分野における実施へのハーネスが高く感じられるなど推測される。 そのためには、総合計画等、全島横断的計画等への共通理念として掲げられ、また、法的に仕組みが担保されることで組織化していくべき。	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業 ・社会教育事業全般 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編におけるアンケート調査） ・あびら教育100人会議（ワークショップ）	・あびらチャンネル <a href="https://www.youtube.com/channel/UCn5xJKPfMsvpSAd9LGJIIKAw">https://www.youtube.com/channel/UCn5xJKPfMsvpSAd9LGJIIKAw</a>	・CRE【教委】 ・社会教育事業全般【教委】
2 口保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか?	◎市民一般に、子どもの意見の尊重が推進されている ○親に対して、子どもの意見の尊重について理解を深めるための活動を行っている △市民、特に親に対して子どもの意見の尊重について理解を深めるための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	引き続き「市民一般」に対しCFCそのものや、これを土台とした地域学校協働活動・あびら教育プランなどの取り組みを通して積極的に情報発信する。	○	広報紙、あびらチャンネル、ホームページ、SNSによる情報発信に加え、各種研修等で啓発する機会をいくつある。	保護者や一般市民向けの啓発・情報発信は当然ながら、子ども自身に対する啓発活動として、授業時間を設けながら理解を深めていく。	保護者や一般市民向けの啓発・情報発信は当然ながら、子ども自身に対する啓発活動として、授業時間を設けながら理解を深めていく。	・町広報紙 ・あびらチャンネル ・学園ホームページ運営 ・Facebook運用 ・各種会議・研修登壇	・あびらチャンネル <a href="https://www.town.abira.lg.jp/koso/date/asobimaburi/gakko/1521">https://www.town.abira.lg.jp/koso/date/asobimaburi/gakko/1521</a>	・広報活動【教委、総務】	
3 口子どもの意見の尊重、子ども主体目線は、福祉・教育をはじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか?	◎子どもの意見の尊重が全職員を対象とした研修に組み込まれている ○子どもの意見の尊重が福祉・教育・他の分野における職員を対象とした研修に組み込まれている △子どもの意見の尊重を職員研修に組み込むための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	機会をとらえた様々な研修機会の提供	○	新規採用職員及び参加を希望する職員への研修を実施したが、全職員を対象とした研修に組み付けることができなかった。ただし、子どもに直に関わる教職員への研修機会を確保することができる。	機会をとらえた様々な研修機会の提供	機会をとらえた様々な研修機会の提供	・新規職員研修 2回（中途採用含む） ・職員（全体）研修 1回 ・その他会内研修 多数		・職員研修計画【総務】 ・研修活動【教委】	
4 口行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を受けることなく相談されることが図られているか?	◎子どもたちは、自分たちに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を受けることなく相談されることが図られている △子どもたちに対して、意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	・不登校児等への意見聴取機会の確保 ・町HPによる子ども向け「ていあんくん」の開設	○	「あらゆる事柄」とまでは言い切れないこと、また不登校児など置かれた状況下で意見表明しにくい方という意味での「差別」が解消しきれない。	声なき意見を拾うためのオンラインプラットフォーム導入による、子どもの意見表明機会の創出	声なき意見を拾うためのオンラインプラットフォーム導入による、子どもの意見表明機会の創出	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業 ・社会教育事業全般 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編におけるアンケート調査） ・あびら教育100人会議（ワークショップ）		・CRE【教委】 ・社会教育事業全般【教委】	
5 口特定の属性がある子どもたち（障がい、虐待、少年司法など）を対象とする施策をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聞いたり、参画の機会が持たれているか?	◎特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞いている ○特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞く機会を設けている △特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	「特定の属性」に「不登校の方」を含め、意見聴取を進める。	○	虐待対応部署等において、直接子どもとの面談等を実施できる体制を確保している。	・「特定の属性」に「不登校の方」を含め、意見聴取を進める。 ・意見表明をしにくい環境の子どもが意見できるような場としてオンラインプラットフォームを活用	虐待対応部署等において、直接子どもとの面談等を実施できる体制を確保している。	・SOSレター ・お悩みポスト ・いじめゼロ会議 ・子育て世代包括支援センター【健康福祉】 ・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】		・SOSレター【健康福祉・教委】 ・お悩みポスト【教委】 ・いじめゼロ会議【教委】 ・子育て世代包括支援センター【健康福祉】 ・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】	
6 口赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするために体制は整っているか?	◎乳幼児の視点から彼らに関わる子育ちを支援する体制が整っている ○乳幼児の視点から彼らに関わる子育ち支援を検討する機会を増やそうとしている △乳幼児の視点から彼らに関わる子育ち支援を検討するための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	「機会の確保（体制がある）」から「利用の促進（積極的に使われる）」へ進展させるため、まなびおを活用した促進を図る。	○	園・児童館・学校・子育て世代包括支援センターなど既存の仕組みの中で整備されている。また、職員内部にも子どもに対する配慮が共有されている。	「機会の確保（体制がある）」から「利用の促進（積極的に使われる）」へ進展させるため、まなびおを活用した促進を図る。	「機会の確保（体制がある）」から「利用の促進（積極的に使われる）」へ進展させるため、まなびおを活用した促進を図る。	・子育て世代包括支援センター ・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】 ・こころの相談員 ・養育訪問支援事業 ・乳幼児全戸訪問事業 ・子ども発達支援センター ・子育て支援センター		・子育て世代包括支援センター【健康福祉】 ・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】 ・こころの相談員【教委】 ・養育訪問支援事業【健康福祉】 ・乳幼児全戸訪問事業【健康福祉】 ・子ども発達支援センター【健康福祉】 ・子育て支援センター【教委】	
7 口子どもたちは、自己に影響を与える行政上の手続きにおいて意見を聽かれる権利が認められているか?	◎子どもたちは自分たちに影響する行政上の手続き（遊びや学びの機会への参加手続き等）について意見を述べる（主体的に参加する）ことができる ○子どもたちは自分たちに影響する行政上の手続きへの意見表明ができる（遊びや学びの機会があること）を知っている（周知している） △子どもたちは自分たちに影響する行政上の手続きへの意見表明ができるよう、具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	遊びや学びの現場では、特に社会教育の場面において子どもの考え方を尊重した事業など（遊びや学びの機会があること）を実施している。学校教育においても総合学習においても意見表明の場面で意見を形にできる場を創出している。	○	遊びや学びの現場では、特に社会教育の場面において子どもの考え方を尊重した事業など（遊びや学びの機会があること）を実施している。学校教育においても総合学習においても意見表明の場面で意見を形にできる場を創出している。	遊びや学びの現場では、特に社会教育の場面において子どもの考え方を尊重した事業など（遊びや学びの機会があること）を実施している。学校教育においても総合学習においても意見表明の場面で意見を形にできる場を創出している。	遊びや学びの現場では、特に社会教育の場面において子どもの考え方を尊重した事業など（遊びや学びの機会があること）を実施している。学校教育においても総合学習においても意見表明の場面で意見を形にできる場を創出している。	・社会教育事業全般 ・学校教育全般		・社会教育事業全般【教委】 ・学校教育全般【教委】	
<b>2. 子どもにやさしい法的枠組み</b> すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組みおよび手続を確保すること。										
1 口国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものかどのように影響を及ぼしているか、検討がなされているか?	◎国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、すべて策定・運用がなされている。 ○国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、すべて策定・運用に向け検討がなされている。 △国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、策定・運用がなされていない部分がある。	こども基本法で規定される市町村ごとも計画を策定し、子どもを包括的に支援する計画を策定する。	○	子ども・子育て支援事業計画を包含した市町村ごとも計画（R7.4策定）である。	こども計画の実現に向けて、計画に搭載されている事業を的確に運用していく。	子どもに関する努力義務の計画の把握と策定に向けた検討の必要性と、こども基本法との整合性確認	・「きょういくく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・各種計画 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku</a>	・各種計画 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku</a>	・「きょういくく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・「しょうがい児童福祉計画【健康福祉】 ・健康あびら21【健康福祉】	

2	□ 地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証をしているか?	◎子どもの人権を尊重するために充分な仕組みがある ○子どもの人権を尊重するための仕組みがある △子どもの人権を尊重する仕組みについて検討する意向はある	「充分な仕組み」に向けて、継続して検討を進めます。 ・関係条例において子どもへフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例（仮称）の制定に向けた調査検討	○	町民自治推進委員会における提言において、まちづくり基本条例にCFCIの理念を盛り込み、かつ、「子ども」の位置づけを明確にするよう検討することが提言された。	「充分な仕組み」に向けて、継続して検討を進めます。 ・関係条例において子どもへフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例（仮称）の制定に向けた調査検討		・まちづくり基本条例 ・町民自治推進委員会	・町民自治推進委員会 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23</a>	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】
3	□ これらの見直しにあたって第三者が参加したか?また、子どもたちとの相談および子どもたちの参加はあったか?	◎子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みがある ○子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて市民一般の相談や参画の仕組みがある △子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて一部の子どもや市民一般の相談や参画の仕組みがある	「充分な仕組み」に向けて、継続して検討を進めます。 ・関係条例において子どもへフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例（仮称）の制定に向けた調査検討	○	まちづくり基本条例等において、明確に「子ども」と表現されていないが、広く住民からの意見募集等について規定される町民自治推進委員会において議論され、提言されたことは、大きな進展と言える。	「充分な仕組み」に向けて、明確に「子ども」と表現されていないが、広く住民からの意見募集等について規定される町民自治推進委員会において議論され、提言されたことは、大きな進展と言える。	「子ども」の参画により一層フォーカスする。	・まちづくり基本条例 ・町民自治推進委員会	・町民自治推進委員会 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23</a>	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】
4	□とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか? -いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもに対する人権が認められていること（適切な差別禁止条例施行）、不利立場に置かれた子どもたちに対する特権的差別は正措置） -子どもに関するすべての行動において子どもの最高の利益が第一義的に考慮されること -生命のならびに最大限の生存・発達に対する権利 -子どもの意見の尊重（子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聽かれる権利を含む）	◎法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則が反映されている ○子どもの権利条約の4つの一般原則の反映された法的枠組みの制定について検討を行うようとしている △法的枠組みはないが、子どもの権利条約の4つの一般原則の反映される画面的枠組みを進化している。	安平町子どもの教育環境条例（仮称）において反映されるよう引続き調査・検討を進める。	○	令和7年度中に、安平町子ども教育環境条例（仮称）において反映されるよう引続き調査・検討を進める。	安平町子どもの教育環境条例（仮称）において反映されるよう引続き調査・検討を進める。	まちづくり基本条例の改正や町長公約新条例制定、子ども・子育て支援事業計画や生涯学習計画等CFIを盛り込む既存計画への反映検討	・安平町子どもの教育環境条例（仮称）の制定に向けた予算確保（R7-9実施計画採択） ・調査研究事業への着手	・町民自治推進委員会 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23</a>	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】
5	□困難な状況に置かれた子どもを含む子どもが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行なわれたか?	◎特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行なわれたか?	より子どもにフォーカスした仕組みづくりを安平町子どもの教育環境条例（仮称）調査研究の中で検討する。	◎	国が各自治体で設置する人権擁護委員の枠組みが活用できる。地方法務局との部分連携も可能	令和7年度に設置される子ども家庭センターが、困難な状況にある子どもたちの権利侵害に対する相談窓口となり、関係機関と連携しながら適切な支援を提供できる体制を構築していく。また、安平町子どもの教育環境条例（仮称）の策定作業においても引き続き検討する。	権利救済制度の組成			・人権擁護委員協議会【健康福祉】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】
<b>3. 子どもの人権を保障する施策</b> 子どもにやさしいまちづくりのための具体的な戦略ないし項目を、条約にもとづいて策定すること。										
1	□ 地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画）や施設、以降「戦略」とする）を策定しているか?	◎子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画）や施設、以降「戦略」とする）を策定している ○子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討をする意向はある	こども基本法で規定される市町村こども計画を策定し、CFCIをより意識した計画を策定する。	◎	こども基本法に規定される市町村こども計画として「きょういく」を策定していく。	必要な見直しを適宜行いながら、子どもにやさしいまちづくりに関する内容をアップデートしていく。	所管部署のみならず、全庁横断的共通の取り組みとして発展させることが難関	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））	・基本構想/総合計画 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku</a> ・各種計画 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku</a>	・基本構想/総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】
2	□ その戦略の策定にあたり、子ども・若者、N GO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い議題は行なわれたか?	◎戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関係する人が参加できるようにするため、幅広い協議が行われている ○戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関係する人が参加できるようにするため、幅広い協議について検討する意向はある △戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関係する人が参加できるようにするため、幅広い議題について検討する意向はある	子どもから高齢者までの多世代、町内活動団体などから、これまで以上に幅広に協議を行っていく。	◎	計画の策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき幅広な協議（ハブリックコメントやワークショップ等）を行うことができる。また、あらびら教育100人会議を構成し、大人・子ども関係なくワークショップを実施した。	同様の計画策定にあたっては、当事者となる子どもたちの意見表明の機会を創出し、かつ、子どもから高齢者までの多世代、町内活動団体などから、これまで以上に幅広に協議を行っていく。	どういったシチュエーションや仕組みで子ども等と協議・意見交換するか細部の検討をする。	・まちづくり基本条例	・パブリックコメント <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/public">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/public</a>	・まちづくり基本条例【政策推進】
3	□ その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか?それなりに経済・社会・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることの一市民として権利が保障されているか?	◎戦略は、子どもの権利条約の一般原則を基盤とし、その旨を明文化している ○戦略は、子どもの権利条約の一般原則を基盤としている △戦略は、子どもの権利条約全体を基盤とするための検討又はその意向がある	次の計画を中心に明文化へ向けた検討・働きかけ ・基本構想/総合計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・生涯学習計画（教育大綱）	◎	「きょういく」においては、基盤となる子どもにやさしいまちづくりに関する取り組みの中での一般原則に沿った取り組みを整理していく。	次の計画を中心に明文化へ向けた検討・働きかけ ・基本構想/総合計画	各戦略の策定及び改正のタイミングを見計らって明文化の検討・働きかけを要する。	・各種計画 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku</a>	・基本構想/総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】	
4	□ その戦略は、社会的に排除されたり、隣に追いやりられた子どもたちに特に注意を払いつゝ、安平町のすべての子どもを対象としている ○戦略は、社会的・経済的・社会的・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることの一市民として権利が保障されているか?	◎戦略は、社会的に排除されたり、隣に追いやりられた子どもたちに特に注意を払いつゝ、安平町のすべての子どもを対象としている ○戦略は、社会的・経済的・社会的・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることの一市民として権利が保障されているか?	各機関（各健診・子ども園・学校・民協等）連携、アウトリーチ等での事業展開も含めた予防の強化に向けて検討	◎	隣かい等の発達の課題を有する児童や、被虐待児等の最善の利益をを確保するための記事業を活用して早期発見・早期介入を心掛けていく。	各機関（各健診・子ども園・学校・民協等）連携、アウトリーチ等での事業展開も含めた予防の強化に向けて検討	・子育て世代包括支援センター ・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】 ・こころの相談員 ・養育訪問支援事業 ・乳幼児全戸訪問事業 ・子ども発達支援センター ・子育て支援センター		・子育て世代包括支援センター【健康福祉】 ・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】 ・こころの相談員【教委】 ・養育訪問支援事業【健康福祉】 ・乳幼児全戸訪問事業【健康福祉】 ・子ども発達支援センター【健康福祉】 ・子育て支援センター【教委】	
5	□ その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置付けがなされているか?たとえば、計画は市長や地方議会によって推進されているか?	◎現に重要な施策として位置づけられ認定されている。 ○重要な施策として位置づけられるべく準備が進められている。 △重要な施策と位置づけるための検討の意向がある。	維持継続	◎	基本構想・総合計画の中で「子育て・教育」が当時の最重要課題であると議会首長間に位置付けられ、確認されている。	維持継続	・基本構想/総合計画	・基本構想/総合計画 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku</a> ・未来創生委員会 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/35">https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/35</a>	・基本構想/総合計画【政策推進】 ・未来創生委員会【政策推進】	

6	□ その戦略は、優先的に扱われ、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られているか?	◎戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性が図られている ○戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討をする意向はある	維持継続	◎	基本構想・総合計画の中で「子育て・教育」が当町の最重要課題であると議会首長間に位置付けられ、確認されている。	維持継続		・基本構想/総合計画 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku">https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku</a> ・未来創生委員会 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku/second-plan/35">https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku/second-plan/35</a>	・基本構想/総合計画 【政策推進】 ・未来創生委員会【政策推進】
7	□ 戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか?	◎戦略には、安平町の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれている ○戦略には、安平町の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討を始めようとしている △戦略には、安平町の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討をする意向はある	維持継続	◎	総合計画及びきょういく（子ども・子育て支援事業計画等）において具体的に定められている。	維持継続		・基本構想/総合計画 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・各種計画 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku">https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku</a>	・基本構想/総合計画 【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】
8	□ 戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか?	◎戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられている ○戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討を始めようとしている △戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討をする意向はある	維持継続	◎	上記計画に明確に規定され、実行されている。	維持継続		・基本構想/総合計画 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・各種計画 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku">https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku</a>	・基本構想/総合計画 【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】
9	□ 戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通して、また子どもたち自身との家族およびコミュニティ、子どもに関するすべての人々に対して十分に知らされているか?	◎戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通して、また子どもたち自身との家族およびコミュニティ、子どもに関するすべての人々に対して十分に知らされている ○戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通して、また子どもたち自身との家族およびコミュニティ、子どもに関するすべての人々に対して十分に知らされるための検討をする意向はある	維持継続	◎	作成過程についてまちづくり基本条例に基づき明確に規定され、パンフレットや審議会の開催等が実施されている。また策定後は町の各種広報媒体を活用し周知を図っている。	維持継続	戦略等を「知らせる」ことはしているが、実際に皆が「知っている」ものにするための仕掛けの検討	・まちづくり基本条例 <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/public">https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/public</a>	・パブリックコメント <a href="https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/public">https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/public</a> ・まちづくり基本条例【政策推進】

#### 4. 子どもの人権部門または戦略機関

子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。

1	□ 地方自治体内には、次のことを担当する部局ないし調整機構ははっきりわかる形式で存在するか? - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ	◎子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署がある ○子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討を始めようとしている △子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討をする意向はある	維持継続	◎	教育委員会事務局学校教育グループがワンストップ窓口となっている。	維持継続		・CFCIページ <a href="https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/anshin-kosodate/cfc">https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/anshin-kosodate/cfc</a>	
2	□ その部局は首長直轄の権限行使が可能か?	◎部局は首長直轄の権限行使が可能 ○部局は首長直轄の権限行使の検討を始めようとしている △部局は首長直轄の権限行使を検討する意向はある	町長部局と引続き強度な連携を図りながら本事業を展開させる。	◎	町長の権限に属する事務を安平町教育委員会に委任する規則により教育委員会が権限委任を受けている。	町長部局と引続き強度な連携を図りながら本事業を展開させる。			
3	□ その部局には、子どもたちとの直接の意見交換の場を開かれて、その部局自身の活動および自治体全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか?	◎部局では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部局自らの活動のみならず他の部局にたって子どもたちの意見が尊重されている ○部局では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部局自らの活動のみならず他の部局にたって子どもたちの意見が尊重されている △部局では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部局自らの活動および自治体全体の活動全般にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みを検討する意向がある	ひとつでも多くの部局で実施されるようになる。 ○担当部局である教育委員会で実施されている。	○	ひとつでも多くの部局で実施されるようになる。 所管部署のみならず、全庁横断的な取組みの必要性				

#### 5. 子どもへの影響評価

条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中における実施後に評価すること。

1	□ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか?	◎新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続がある ○新しい条例・規則・政策の立案時又は実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手續がある △新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手續がある	より「子ども」にフォーカスした手続きが踏まれる条例等を増やしていく。	◎	子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画においてニーズ調査、総合計画及びしようがない児童扶養計画においては関係団体からのヒアリング等を実施している。また、まちづくり基本条例に基づき幅広く意見募集を行いアセスメントが行われている。なお、交通安全の分野では、自・北海道・警察等多機関連携による評価が実施されている。	より「子ども」にフォーカスした手続きが踏まれる条例等を増やしていく。	所管部署のみならず、全庁横断的な取組みの必要性	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・「きょうか」児童福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム <a href="https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792">https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792</a>	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・「きょうか」児童福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】 ・まちづくり基本条例【政策推進】 ・交通安全プログラム【建設・税務住民・教委】
2	□ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか?	◎子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されている △子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施が一部で行われている △子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討又はその意向がある	適切なタイミングの検討	○	上記において、早期に行われるものと直前に行われることがある。	適切なタイミングの検討	早期に実施されるための制度改正が必要なものもある。	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・「きょうか」児童福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム <a href="https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792">https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792</a>	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・「きょうか」児童福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】 ・まちづくり基本条例【政策推進】 ・交通安全プログラム【建設・税務住民・教委】

3	□自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへの影響について、定期的に評価されているか?	◎毎年評価されている。 ○複数年度で評価されている。 △評価しているが、定期又は終了時のみ評価されている。	まずは定められた時期に確實に評価を行う。	◎	未来創生委員会において、毎年評価している。	まずは定められた時期に確実に評価を行う。		毎年評価されるものを増やすことができるか、実現可能性の検討が必要	・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画)) ・未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/ ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/35 ・各種計画 ・しようがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・交通安全プログラム【建設・税務住民・教委】 https://www.town.abira.lg.jp/oshibase/35/16792	・未開創生委員会【政策推進】 ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 ・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】
4	□これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況を考慮されている △不利な立場に置かれた集団や社会の隣に追いやりられた集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されているか?	◎これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況を考慮されている ○これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況を考慮する仕組みについて検討を始めようとしている △これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討する意向はある	維持継続	◎	子どものおかれた状況に応じて差別することはない。	維持継続		・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画)) ・各種計画 ・しようがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム	・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・交通安全プログラム【建設・税務住民・教委】 ・交通安全プログラム【建設・税務住民・教委】	
5	□これらのプロセスに子どもたちが参加しているか?	◎これらのプロセスに子どもたちが参加している ○これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討を始めようとしている △これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討する意向がある	安平町子どもの教育環境条例(仮称)において担保されるよう調査・検討を進める。	○	安平町子どもの教育環境条例(仮称)の策定にあたり、CFCIの理念に則り子どもたちへの意見聴取の機会を設けるための予算措置がなされている。	安平町子どもの教育環境条例(仮称)において担保されるよう調査・検討を進める。	子どもの直接参加の範囲と機会の検討	・町民自治推進委員会	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23	・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子どもの教育環境条例(仮称)【教委】
6	□これに加えて、事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられているか?	◎事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられている ○事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討を始めようとしている △事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討する意向はある	維持継続	◎	職員以外のステークホールダーに評価される仕組み(委員会・審議会等)が設けられている。交通安全プログラムにおいては、相当幅広な範囲の視点で評価が実施される。	維持継続	より「子ども」にフォーカスを置くことができる仕組みの検討	・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画)) ・各種計画 ・しようがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム	・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・交通安全プログラム【建設・税務住民・教委】 https://www.town.abira.lg.jp/oshibase/35/16792	・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】 ・各種計画 ・しようがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】 ・交通安全プログラム【建設・税務住民・教委】
<b>6. 子どものに関する予算</b>										
子どものための十分な資源分配と予算分析を確保すること。										
1	□地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれるるか? ヒント: 自治体の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができるか?	◎マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができる。 ○マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みについて検討を始めようとしている △マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みについて検討する意向はある	継続検討	◎	地方自治体行政の民主的プロセスにおいて予算/決算が審議に付され、承認されている。	維持継続	究極的には直接子どもたちが参画するプロセスが必要			
2	□自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われているか?	◎町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容が明らかにされている ○町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容が明らかにされている仕組みについて検討を始めようとしている △町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容が明らかにされている仕組みについて検討する意向がある	継続検討	◎	広報(ホームページを含む)を通じて広く市民一般へ明瞭化にしている。	維持継続	「明らかにする」ことはしているが、実際に皆が「知っている」ものにするための仕掛けの検討	・広報紙 ・ホームページ	・公開情報 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/data	
3	□地方自治体の予算策定プロセスは透明か? 予算の使い方について子どもたちにも十分な説明がされているか?	◎町予算策定プロセスは透明で予算の使い方について子どもたちにも十分な説明がされている ○町予算策定プロセスの透明度は予算の使い方について子どもたちにも十分な説明がされているが未確立であるため、検討を始めようとしている △町予算策定プロセスの透明度は予算の使い方について子どもたちにも十分な説明がされているについて検討する意向がある	より子ども目線での説明内容を検討	○	「安平町の予算」の作成や概要の広報掲載を行っている。	より子ども目線での説明内容を検討	予算策定プロセスについて、どこまで開示されるべきかの程度の問題	・安平町の予算		・安平町の予算【政策推進】
4	□地方行政において子どもたちにどのくらいの資源が振り向かれているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか?	◎町行政において子どもたちにどのくらいの資源が振り向かれているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められている ○町行政において子どもたちにどのくらいの資源が振り向かれているかを示す「子ども向けの予算」について検討を始めようとしている △町行政において子どもたちにどのくらいの資源が振り向かれているかを示す「子ども向けの予算」について検討する意向がある	「安平町の予算」をより子ども目線にすることで改善する余地があるか検討	△	子どもに特化したものは存在しない。	「安平町の予算」をより子ども目線にすることで改善する余地があるか検討	子どもに特化したものの実現可能性			・安平町の予算【政策推進】 ・広報掲載【政策推進】
<b>7. 子ども報告書の定期的発行</b>										
子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。										
1	□子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されているか?	◎子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されている ○子どもにやさしいまちづくりについての十分な統計的その他の情報が収集されている △情報の収集を進めて余地がある	次期子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援策行動計画を含めた市町村こども計画の策定に当たって、直接児童へのアンケート調査を実施する。	◎	「きょういく」(子ども・子育て支援事業計画)の策定にあたり、子どもを対象とした子どもの権利に関するアンケート調査が実施済み。	定期的に子どもの権利などの児童生徒へのアンケート調査を実施していく。	毎年継続して実施できるか/必ず必要があるか検討			・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】
2	□「自治体子ども報告書」が存在するか?	◎「自治体子ども報告書」が存在する ○「自治体子ども報告書」について検討を始めようとしている △「自治体子ども報告書」について検討する意向がある	上記計画策定時の調査が実施されれば、連動して実施する。	○	「きょういく」(子ども・子育て支援事業計画)が策定されているが、子ども報告書に至るまでの情報量を把握していない。 一方で子どもに関する調査及び情報収集は行っている。	上記計画策定時の調査が実施されれば、連動して実施する。	子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援策行動計画に本子ども報告書の要素を追加できないか検討			・「きょういく」(生涯学習計画、自治体こども計画(子ども・子育て支援事業計画))【教委】

③	<p>□ 子ども報告書が存在するすれば—— - 出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、 特別なニーズのある子どもたちに対する情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用ができる - 子ども報告書は、以下の人々にとってアクセスしやすい形で公表・普及されているか? 【主要な政策立案者】 - 子どもたちそして子どもとともに／子どものために働いている人々 - 子ども報告書では、利用可能な統計・情報の外見(次に挙げる例)が明瞭にされているか? - 子ども報告書は、政策立案の参考にするために効率的に活用されているか?</p>	<p>◎出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対する情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用ができる △出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対する情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうら、ひとつは着手している</p>	<p>上記児童調査に合わせ、その頻度と範囲について検討</p>	○	<p>「きょういく」（子ども・子育て支援事業計画）策定にあり、情報収集がなされたが、特別なニーズに特化した部分はない。</p>	<p>上記児童調査に合わせ、その頻度と範囲について検討</p>	<p>上記2項目に閑連し、恒常的な仕組みとするか検討</p>		<p>・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】</p>
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--	-----------------------------------------------------

## 8. 子どもの人権の広報

おとなおよび子どもの間で子どもの人権に関する認識が定着するようにすること。

1	<p>□ 自治体では、子どもやおとなとの間に子どもの人権についての知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか?</p>	<p>◎戦略が策定されている △戦略の策定をする意向がある</p>	<p>市町村こども計画の策定において検討する。</p>	◎	<p>「きょういく」（安平町こども計画）を策定していく。</p>	<p>「きょういく」に基づき、継続的に実施していく。</p>	<p>より人権（子どもの権利）に特化した戦略の必要性検討</p>	<p>・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・しっかりと児福祉計画</p>	<p>・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・しっかりと児福祉計画【健康福祉】</p>
2	<p>□ 自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する研修を行っているか?子どもに関する部局以外にも「こども主体目標」についての理解が深まっているか?</p>	<p>◎「こども主体目標」についての理解が深まっている ○「こども主体目標」についての理解を深めようとしている △「こども主体目標」についての深めようとする意向がある</p>	<p>管理職に特化した研修方法の研究</p>	○	<p>広く職員全般に対する研修としたため、管理職に特化したものは実施しなかった。</p>	<p>管理職に特化した研修方法の研究</p>	<p>管理職にとって適切な研修プログラムの提供</p>	<p>・新規職員研修 ・政策課題自主研修 ・学園見学研修 ・オンライン研修 ・CFCI研修等各種資料の共有</p>	<p>・新規職員研修 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/64/16354 ・政策課題自主研修 ・CFCI研修【総務・教委】</p>
3	<p>□ 人権および子どもの権利条約についての教育は、学校のカリキュラムに組み込まれているか?</p>	<p>◎学校のカリキュラムに組み込まれている ○学校のカリキュラムに組み込まることについて検討を始めようとしている △学校のカリキュラムに組み込まることについて検討する意向はある</p>	<p>学校現場において子どもの権利に特化したもの導入について検討を始めようとしている △追分地区学校</p>	◎	<p>早来学園の「総合的な学習の時間」において組み込まれた。</p>	<p>教育委員会事務局が中心となり、学校現場において子どもの権利に特化した授業の実施を検討していく。</p>	<p>学校との緊密な連携</p>	<p>早来学園における総合的な学習の時間におけるあびら教育プラン/教育課程支援事業</p>	<p>・あびら教育プラン【教委】</p>
4	<p>□ 子どもとともに／子どものために働く者を対象とした初任師・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれているか?</p>	<p>◎初任師・現職者研修に、子どもの人権の促進が含まれている ○初任師には現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれている △初任師・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進について検討又はその意向がある</p>	<p>現状維持</p>	◎	<p>含まれている。</p>	<p>現状維持</p>	<p>担当者のスキル向上</p>	<p>・新規職員研修 ・政策課題自主研修 ・学園見学研修 ・オンライン研修 ・CFCI研修等各種資料の共有</p>	<p>・新規職員研修 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/64/16354 ・政策課題自主研修 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/64/16483 ・CFCI研修【総務・教委】</p>
5	<p>□ おとなや子どもの間で子どもの権利がどの程度知られているかについて、定期的な評価は行なわれているか?</p>	<p>◎定期的に評価することができている ○定期的に評価する仕組みについて検討を始めようとしている △定期的に評価する仕組みについて検討する意向がある</p>	<p>現状維持</p>	◎	<p>子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画の策定時及び中間見直し時に実施されている。</p>	<p>現状維持</p>	<p>定期的な程度と捉えるか（スパンを縮めるか）検討</p>		<p>【教委】</p>

## 9. 子どものための独立したアドボカシー

子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関～子どもオンブズマンや子どもコミッショナー～の設置を進めること。

1	<p>□ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきたか?</p>	<p>◎安平町では、新たなNPO、企業等とのパートナーシップを拓げることができた ○安平町では、從前から結ばれるNPO、企業等とのパートナーシップを含めている △安平町では、適切なNPO、企業等とのパートナーシップについて検討又はその意向がある</p>	<p>関係のある法人等を増やしていく。</p>	◎	<p>子どもへの意見聴取を行いながら部活動の地図移行に開催する取り組みを協力しながら実施することができた。</p>	<p>関係のある法人等を増やしていく。</p>	<p>幅広く法人等から理解を得ることができた。</p>	<p>・NPO法人アビースボックラブ様 ・三菱マテリアル株式会社様 ・学校法人アズム学園様 ・NPO法人遊び場ネットワーク様 ・社会福祉法人追分福祉会様 ・遊び場小人姫隊様 ・株式会社FoundingBase様 ・NPO法人ボラーフ様</p>	<p>・CFCI研修【総務・教委】 ・放課後児童健全育成事業【教委】 ・放課後子ども教室【教委】 ・あびら教育プラン【教委】 ・サバイバルキャンプ【教委】</p>
2	<p>□ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか?</p>	<p>◎NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられている ○NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討を始めようとしている △NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討する意向がある</p>	<p>適切なパートナーシップの維持継続</p>	◎	<p>右記事業を実施する法人の主体性に一定程度委ねた形で事業展開している。</p>	<p>適切なパートナーシップの維持継続</p>		<p>・子ども園との木育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・放課後子ども教室 ・あびら教育プラン ・サバイバルキャンプ</p>	<p>・CFCI研修【総務・教委】 ・放課後児童健全育成事業【教委】 ・放課後子ども教室【教委】 ・あびら教育プラン【教委】 ・サバイバルキャンプ【教委】</p>
3	<p>□ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか?</p>	<p>◎子ども・若者主導のNPO等が実際に奨励支援されている ○子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法はある △子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討又はその意向がある</p>	<p>維持継続</p>	◎	<p>右記事業により、金銭的支援をする仕組みがあり、実際に利用する団体がある。 また、一部団体には、地域おこし協力隊との連携もみられる。</p>	<p>維持継続</p>	<p>より子ども・若者支援に特化していく仕組みの検討</p>	<p>・まちづくり事業支援交付金 https://www.town.abira.lg.jp/gossei/s-guide/social/1368 ・あびら教育プラン https://www.wantedly.com/companies/company_8584358/post_articles/250569 ・サバイバルキャンプ https://www.town.abira.lg.jp/gossei/s-guide/social/1369</p>	<p>・まちづくり事業支援交付金【政策推進】 ・地域おこし協力隊制度【政策推進】</p>
4	<p>□ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関～子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー～を設置し、またはその設置を働きかけてきたか?</p>	<p>◎地方自治体は、子どものための自律的な人権機関～子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー～を設置し、またはその設置を働きかけてきた ○地方自治体は、子どものための自律的な人権機関～子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー～を設置し、またはその設置を始めようとしている △地方自治体は、子どものための自律的な人権機関～子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー～を設置の検討を始めた</p>	<p>当該機関の機能等の理解から始める。</p>	△	<p>現状存在しない。</p>	<p>当該機関の機能等の理解から始める。</p>	<p>こども基本法との整合性や、実際の必要性から検討</p>		

## 10. 当該自治体にとって特有の項目

日本型CREモデルを推進する地方自治体が独自の判断で取り組む項目

## 安平町にとって特有の項目

## 『学校現場におけるCRE導入と、子どもの権利条例の制定』

1	□町立学校の教職員の子どもの権利に関する理解が進んだか?	◎理解を促進する自主的な活動が行われた ○理解を促進する機会を設けて実施した △理解を促進するための方策を検討した	各授業の継続支援	◎	両地区中学校過程において、子どもの権利を踏まえたまちづくり授業が行われた。	各授業の継続支援	究極的には保護者を含む地域の大人へ展開	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業		【教委】
2	□町立学校の児童生徒の子どもの権利に関する理解が進んだか?	◎理解を促進する自主的な活動が行われた ○理解を促進する機会を設けて実施した △理解を促進するための方策を検討した	ルールメイキングプロジェクトや校則改定委員会への継続支援	◎	ルールメイキングプロジェクトや校則改定委員会を通じて、子どもの権利に関する自主的な活動が展開された。	ルールメイキングプロジェクトや校則改定委員会への継続支援、子どもの権利に関する授業の実施していく。		・ルールメイキングプロジェクト ・校則改定委員会		【教委】
3	□町立学校にCRE(Child Rights Education)が導入されたか?	◎他のクラスにも導入された／見込みが立った ○特定のクラスに導入された／見込みが立った △導入するための準備を開始した	上記2項目に同じ	◎	当初想定した学級目標づくりでない上記展開が発生した。	上記2項目に同じ	既存事業の応用発展	上記2項目に同じ		【教委】
4	□町長公約にある子どもの権利に関する条例制定が実現できたか?	◎制定された／見込みが立った ○制定に向けた具体的な作業に着手した △制定に向けて、調査・研究が開始された。	ロードマップに基づく調査研究の継続	◎	ロードマップに基づき、令和7年度の策定への見込みが立っている。	子ども環境教育条例（仮称）を策定する。	とりわけ意見表明権と遊び権利の発展	・ロードマップ制定 ・実施計画採択		【教委】
5	□条例制定に子どもの意見が反映されているか?	◎あらゆる部分で子どもの意見を取り入れ進められている ○一部子どもの意見を取り入れ進められている △子どもの立場を想像して進められている／進められる予定としている	同上	○	関連する取組みの中で子どもの意見討取の機会を設けながら進めているほか、子どもの意見を取り入れながら策定を進めていく予定としている。	同上	条例制定後も意見表明権を確保する仕組みが必要	同上		【教委】

集計	該当数	割合	割合2
◎	34	66.67%	96.08%
○	15	29.41%	
△	2	3.92%	3.92%
—	0	0.00%	
計	51	100.00%	100.00%